

商品概要説明書

成年後見支援貯金

(2021年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○成年後見支援貯金(普通貯金)
2. 販売対象	○個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。 (※未成年後見制度は対象外となります。)
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	○当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。 ○家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ○家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ○公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○毎日の約定利率を適用します。 ○毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	○手数料はかかりません。
8. 付加できる 特約事項	○定期交付金の支払手段※として、定時自動送金の利用ができます。 ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。

9. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>○保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部（電話：0 5 4 - 2 8 8 - 8 4 1 6）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
11. その他参考となる事項	<p>○1 人 1 口座とします。</p> <p>○キャッシュカードは発行いたしません。</p> <p>○A T M（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T M を利用した入金と記帳のみが可能です。</p> <p>○当 J A の口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。</p> <p>○通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 6 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 静岡市